

新潟県条例第11号

新潟県住民基本台帳法施行条例及び新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例  
(新潟県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県住民基本台帳法施行条例（平成14年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(本人確認情報の利用及び提供)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの（以下「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の12において準用する場合を含む。</u>）の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項（<u>法第30条の44の12において準用する場合を含む。</u>）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報の利用及び提供)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事が行う法第30条の15第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの（以下「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p><b>第4条</b> 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>

第2条 新潟県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p>	<p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定により書面による本人確認情報又は附票本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p>

**第4条** 法第30条の40第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。

**第4条** 法第30条の40第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）に規定する本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。

（新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

**第3条** 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
（設置等） <b>第9条</b> （略） 2～4 （略） 5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（ <u>同法第30条の44の12</u> において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。	（設置等） <b>第9条</b> （略） 2～4 （略） 5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

**第4条** 新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置等） <b>第9条</b> （略） 2～4 （略） 5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（ <u>同法第30条の44の13</u> において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。	（設置等） <b>第9条</b> （略） 2～4 （略） 5 審査会は、前各項に規定するもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（ <u>同法第30条の44の12</u> において準用する場合を含む。）に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

**附 則**

この条例中第1条及び第3条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に規定する日から、第2条及び第4条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。